

# 令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

(復興庁R1-①)

施策名	復興支援に係る施策の推進								担当部局名	復興特区班 被災者支援班 医療・福祉班	作成責任者名 (※記入は任意)	参事官 本位田 拓 参事官 大田 泰介 参事官 寺本 琢哉
施策の概要	復興特区支援利子補給金については、被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業の実施者が、予め国が指定した金融機関(以下「指定金融機関」という)から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で、融資の利子分の最大0.7%に相当する額を利子補給金として指定金融機関に対し支給する。被災者支援総合交付金については、復興のステージが進展する中、各被災自治体等において直面する課題・ニーズに的確に対応できるよう、被災者支援に関する基幹的取組を一括して支援する。								政策体系上の位置付け	復興施策の推進		
達成すべき目標	復興特区支援利子補給金については、対象事業の実施により、雇用機会の創出を図ることを目標とする。被災者支援総合交付金については、一つの事業計画の下で、被災自治体における取組を一体的に支援することにより、各被災自治体において、直面する課題・ニーズに的確に対応し、効果的な被災者支援活動を実施する。								目標設定の考え方・根拠	東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第44条 復興特別区域基本方針(平成28年4月1日閣議決定(改定)) 平成27年1月総合対策(50の対策)および平成27年7月総理指示に従い、総合交付金として拡充	政策評価実施予定期	平成32年8月
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							
1 復興特区支援利子補給金の支援対象事業による雇用者数	3,952人	29年度	2,000人	32年度	8,000人 3,952人	6,000人 3,594人	4,000人 2,000人	2,000人				
2 見守り等の支援対象約60,000世帯のうち、具体的な支援が必要なくなった世帯数を28,000世帯以上とする。	60,000世帯	26年度	28,000世帯	32年度	— 15,621世帯	— 24,982世帯	— 28,000世帯					
3 子育てイベントの参加人数	72,000人	27年度	72,000人	31年度	72,000人 54,600人	72,000人 68,726人	72,000人 68,726人					
4 親を亡くした子ども等への心身のケア巡回相談の回数	1,248件	27年度	1,248件	31年度	1,248件 756件	1,248件 1,511件	1,248件 1,511件					
5 福島県の肥満傾向児の出現率全国1位となる年齢帯の数	1個	22年度	1個	32年度	1個 4個	1個 0個	1個 1個	1個				
6 福島県の子供のこころの健康度	14.2%	26年度	9.5%	32年度	9.5% 11.1%	9.5% 集計中	9.5% 60,000人	9.5% 60,000人				
7 「心の復興事業」参加者数	15,000人	27年度	60,000人	31年度	60,000人 64,031人	60,000人 68,068人	60,000人 68,068人					
8 被災地における地域学校協働活動への保護者や地域住民の参画の割合	70%	28年度	75%	31年度	75% 74%	75% 54%	75% 75%	75%				

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額 31年度	関連する 指標	達成手段の概要等	平成31年 行政事業レビュー 事業番号
	28年度	29年度	30年度				
(1) 復興特区支援利子補給金 (平成23年度)	19.20億円 (13.43億円)	14.59億円 (13.84億円)	13.35億円 (12.03億円)	11.88億円	1	被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業の実施者が、指定金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で、融資の利子分の最大0.7%に相当する額を利子補給金として指定金融機関に対し支給する。 (融資実行後5年間、利子補給率0.7%以内)	0001
被災者見守り・相談支援事業 (平成27年度)	220.34億円 (156.13億円)	200.06億円 (149.66億円)	175.02億円 (144.35億円)	176.61億円	2	被災者の日常生活の総合的な支援体制を構築するため、市町村等が実施主体となって、①生活支援相談員の配置等を通じて、見守り・相談支援など日常生活上の生活支援、住民相互の交流機会の提供、②被災者支援を行う関係団体間の活動内容等を調整するための「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催、③被災者支援技法に関する研修や被災者支援に従事する者の活動のバックアップなどを行うために必要な費用を補助する。	0002
被災した子どもの健康・生 (3) 活対策等総合支援事業 (平成26年度)					3.4	様々な形で東日本大震災による被災の影響を受けている子どもたちが抱える課題を解決し、元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会づくりの推進を図るため、被災した子どもの健康・生活面等における支援の強化に必要な施策を総合的に実施するために要する費用を補助する。	0002
福島県の子供たちを対象 とする自然体験・交流活動 事業 (平成26年度)					5.6	福島県の子供の心身の健康の保持を図るため、福島県内の子供を対象として自然体験活動や県内外の子供たちとの交流活動を実施する県内の学校や社会教育団体等に対し、事業実施に必要な経費(宿泊費、交通費、活動費)を補助する。	0002
被災者支援総合事業 (平成28年度)					2.7	住宅・生活再建支援、コミュニティ形成支援、「心の復興」、被災者生活支援、被災者支援コーディネート、県外避難者支援にかかるメニューを統合した事業を拡充。自治体や支援団体に対し、事業実施に必要な経費を補助する。	0002
仮設住宅の再編等に係る 子供の学習支援によるコ ミュニティ復興支援事業 (平成28年度)					8	震災の影響で学習環境が好転していない地域の子供を中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援等を実施することにより、被災地における子供の学習環境の好転や仮設住宅内、また、仮設住宅とその周辺地域とを結ぶコミュニティの復興促進を図るため、自治体等に対し、事業実施に必要な経費を補助する。	0002
被災者の心のケア支援事 業 (平成25年度)	13.61億円 (13.01億円)	13.61億円 (12.52億円)	15.32億円 (13.55億円)		-	東日本大震災における被災地において、精神保健医療行政機能及び精神医療サービス機能を補完する支援を行い、被災地の精神保健福祉の強化を図るために必要な経費を補助する。	0002
施策の予算額・執行額	261.10億円 (190.49億円)	228.261億円 (176.02億円)	203.691億円 (169.93億円)	188.49億円	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	復興特別区域基本法方針(平成28年4月1日閣議決定(改定)) 被災者支援(健康・生活支援)総合対策(平成27年1月23日)	